

第 60 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 1 月 9 日（金）14:00～16:20

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 津谷 典子

（専 門 委 員） 青山 貴子、鈴木 眞理、矢口 悦子

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者） 文部科学省生涯学習政策局政策課：出澤教育分析官ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻となりました。どうか皆様、今年度もよろしくお願ひいたします。

ただ今から、第60回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回は、社会教育調査の変更等に関する審議の最終回になります。

本日は、黒澤委員が御欠席となっております。また、予定された時間を超過するような場合、御予定がある方は御退席いただいても結構ですので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願ひいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に基づきまして、配布資料についての御説明を致します。

前回部会の審議において、委員、専門委員の皆様から出されました意見等に対する文部科学省の回答については、資料 1 としてお配りしております。

今回は、まず、前回の宿題について、今回お配りした資料 1 を使って審議いたします。

その後は、残っている論点について第 1 回目の部会で配布いたしました資料 3-1 の「審査メモ」及び資料 3-2 の「審査メモで示された確認事項に対する回答（文部科学省）」を用いて審議いたします。第 1 回目の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

また、今回の部会の後半では、答申案について審議をお願ひいたしますが、その際には、今回お配りしております資料 2 を用いる予定です。

なお、答申案につきまして、あらかじめ委員・専門委員の皆様にご覧いただいたものから若干の文言修正を行っておりますので、その修正点について、席上配布資料として別途お配りしております。

前回部会の議事概要につきましては、既にお送りして、御確認いただいているものを参考として、今回、お配りしております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

前回の部会において、皆様から御意見等として出された事項に対する回答について審議を行いたいと思います。

まず、本日お配りしている資料1の1ページの「ア 社会教育行政調査票等」の「(カ) 指導者研修」について、文部科学省から説明をお願いいたします。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 よろしくをお願いいたします。

資料1の(カ)です。御指摘いただいている事項は「行政職員対象」、「施設職員対象」及び「有志指導者対象」の区分、それから指導者研修の「実施件数」についても御指摘がありました。

回答ですが、対象者別の研修区分については、行政職員（社会教育主事、公民館主事等）と有志指導者（民間団体等）の2区分による把握や、実施件数は合計数により把握し、参加者数は従来の3区分により把握するなどの方法も考えられるとの御指摘を踏まえ、これらの方法に対する都道府県の意見も聞きつつ、次回調査に向けて引き続き検討したいと思っております。

このため、今回調査では、指導者研修の対象者別の実施件数及び参加者数については、本調査項目の改正を行わず、引き続き現行の3区分により把握したいと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 今回は改正を行わないという方向で御回答がなされました。

この件につきましては、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとしませう。

次に、資料1の1ページ下段の「イ 公民館調査票等」の「(コ) 情報提供方法」及び2ページの「(シ) 耐震診断の実施状況」について、文部科学省から説明をお願いいたします。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 まず、1ページ下の「情報提供方法」です。

御指摘いただいております「情報ネットワーク」を選択した場合の補問において、複数回答可であることが分かりにくい等の御指摘がありました。

また、2ページにいきまして、②として「学習相談事業」の表示問題。

③としまして、女性教育施設調査票における「家庭教育」等といった用語の用い方。

④として、もっと具体的な文言を例示した方が良いのではないかということ。

⑤において、図書館における学習相談、こちらの方はどのような感じかということです。回答ですが、まず、①ですが、補問の選択肢についても複数回答可である旨を調査票に明示することとしたいと考えております。

②ですが「学習相談事業」の表現については、御指摘を踏まえ「学習相談」に修正したいと思っております。

次に、③及び④ですが、女性教育施設等が実施する「相談事業」については、手引等において分かりやすい例示を含めた説明を記載することとしたいと考えております。

⑤ですが、図書館における学習相談ですが、これは図書館で行っているレファレンスサービスの中に含まれ、図書館調査票において「レファレンスサービス」の件数として把握しております。なお「レファレンスサービス」は、利用者が必要とする情報や資料の検索・提供などを含め広く学習相談への対応を行ったものが該当する旨など、その内容について手引等において分かりやすい説明を記載することとしたいと思っております。

続きまして、(シ)の「耐震診断の実施状況」です。

御指摘いただいている事項は、1つ目として公民館調査票のみで良いのかと、そのほかの施設はどうかということ。

それから、②として、文部科学省が平成25年4月1日現在の公民館耐震化状況について調査を行っているが、この調査と本調査項目の関係はどうなっているのかという御指摘がありました。

回答です。

まず、①ですが、公立社会教育施設の設置者は地方公共団体であり、その耐震診断の実施、耐震化の推進及びその状況の公表は、設置者たる地方公共団体が自主的に取り組むべきことであると、基本的にはそのように考えています。

しかしながら、公民館については、公民館の設置及び運営に関する基準において「青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努める」とされ、地域の様々な立場の住民のための身近な施設であること、また、内閣府の防災基本計画においても「市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に(略)指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定」することとし、地域の防災拠点としての活用が期待されていることから、施設の重要性に鑑み、耐震化の状況を把握し、何らかの支援を検討することも必要と判断しており、そのための基礎データとして調査をするものです。

なお、消防庁においてですが、地方公共団体の設置する防災拠点となる施設について「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」として「県民会館・公民館等」、「体育館」等の項目により、体育施設、青少年教育施設及び女性教育施設も含めた公共施設の耐震化の状況を調査しているところです。

このため、体育施設、青少年教育施設及び女性教育施設については、消防庁が行う調査により耐震化の状況を把握できていることから、社会教育調査としてこれらの施設の耐震

化の状況を改めて把握する必要はないと考えております。

②ですが、御指摘の調査は、公民館耐震化のために平成26年度概算要求等に向け現状を把握する目的に限って調べたものです。

「(参考)」として、消防庁の調査の施設区分別の耐震率を掲げています。この中で、左から2番目「文教施設」、これは学校の校舎、体育館です。あと4つ目の「県民会館・公民館等」、こちらには図書館や博物館などが含まれます。

その隣の「体育館」、これは体育館のみのものを表しているということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

どうぞ、矢口専門委員。

○矢口専門委員 今の御説明の中で、消防庁が行っている調査の中で、青少年教育施設及び女性教育施設も把握されているということでしたが、青少年教育施設及び女性教育施設はこの分類ですと、「その他」に入るといえるのでしょうか。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 私どもの理解では、この「県民会館・公民館等」に幅広くここに入ると思っております。

○林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 「その他」にも入ります。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 「その他」にも入るといえることです。

○白波瀬部会長 つまり、この体育施設や青少年教育施設などは、明示化されていないということですか。クロス表としてその現状をカテゴリーとして掲げるといえるのでしょうか。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 消防庁の定義というか、区分のところで、例えば、公民館等ですと、括弧書きで児童館、隣保館、公会堂、市民会館、公民館、図書館、博物館等となっております。「その他」はこれら以外ということですか。

○白波瀬部会長 矢口専門委員、どうですか。

○矢口専門委員 そうしますと、確実に青少年教育施設や女性教育施設が調べられているかどうかということは、その調査結果表からは分からないということでしょうか。それとも、読み込めば書いてあるということでしょうか。

○林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 その点につきまして、私どもの方で消防庁に確認したところ、いわゆる地方が設置している公共施設について、全て網羅して調査しているということでした。

ただし、女性教育施設だけ、青少年教育施設だけということが分かるような調査の仕方はしていないということで、便宜「県民会館・公民館等」に入っているケースが多いのではないかと。

他に、複合的な施設もありますので、場合によっては「その他」の方に区分されている可能性もあるといったことでした。

○白波瀬部会長 恐らく、ここでの議論は、実施されているかどうかということもそうなのですが、やはり実施状況を把握するところに重きがありまして、それぞれの個別の種類によって、実際に耐震診断がなされているかについてです。つまり、青少年教育施設や女性教育施設についても、どの程度の実施状況にあるのかということが、もちろん調査されているから分かるということは、それで1つのお答えかと思うのですが、恐らく、委員の皆様から発言のあった質問から考えますと、その実施状況がきちんと把握できる状況にあるのかということの方が重要かと思うのです。どうも実施はされているみたいだと消防庁も言っている、ほぼ網羅と言われても、それが85%なのか、98%なのか分からないというところがここでのポイントのような気もするのです。その辺りはどうですか。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 回答の中の①ですが、おっしゃる把握した方が良い、しなければならないという趣旨では分かるのですが、①で公民館に限定している理由は、この回答の中にも記載してありますが、多様な層の方を対象に受入れ施設として想定されている。

それから、公民館というものは、社会教育関係で非常にコアとなるところでありますので、まずはこの耐震化状況を調べて、国としてどのようなことができるのか、しなければならないのか、そのための参考データにしたいということで、今回、こういう提案をさせていただいているという背景があります。

○白波瀬部会長 厳密に言えば、越境になるのですが、今の御説明だと、消防庁の方にもう少し詳細な実施結果を出してくださいということでの対応がもしかすると妥当かもしれません。

この点、いかがでしょうか。

ということで、一応、本調査につきましては、この御回答で御了解いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見ありますか。

(「なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、これらの件につきまして、今、御意見ありましたが、御了解いただいたということですので、これにて次の事項に移りたいと思います。

では、次、資料1の3ページの「ウ 図書館調査票」について、文部科学省から説明をお願いいたします。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 3ページの「ウ 図書館調査票」です。

御指摘いただいている事項ですが、①として、検索のための各種データベース類の関係。

②として、いわゆるカウントの仕方ですね。多数の巻、関係資料が含まれている部数の多いものは、どのようにカウントするかということ。

③として、貸し出された冊数など、利用量についても把握することができないか。

④電子書籍のカウントの方法や調査項目は保有量のみでよいのかどうか。

⑤として、公益社団法人日本図書館協会が別途調査しているのではないかと御指摘を頂いています。

回答です。

まず、①ですが、図書館関係団体に確認したところ、新聞データベース等の商用データベースについては、一般的には電子書籍には含まれないため、社会教育調査においても電子書籍には含まないこととしたいと思います。

また、商用データベースは、公共図書館においても普及しているということですので、電子書籍とは別に「データベース」という項目を追加して把握したいと考えております。

次のページですが、なお、電子ジャーナルについては、海外の学術雑誌が中心であることから、大学図書館とは異なり、公共図書館での普及は当面見込まれないということでしたので、調査対象とはしないとしたいと考えております。

②ですが、電子書籍については、タイトルごとに1冊としてカウントするため、複数巻のセットで部数の多いものも1タイトルとなります。なお、このことから、調査票の「冊」という表記については、「タイトル」に変更したいと考えております。

③と④ですが、電子書籍については、現在規格が統一されておらず、利用形態も複数あり、統一的な基準による利用量の把握が困難なことから、当面は保有量を把握することとし、利用状況については、今後、電子書籍の普及の動向や先進的な取組を行っている施設の状況なども参考として検討していきたいと考えております。

⑤ですが、文部科学省では、平成17年度に「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして」という提言を出しており、その中でこれからの図書館サービスに求められる新たな視点として、紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備の必要性がうたわれております。また、これまで電子書籍はタイトル数が少ないことが普及の妨げとなっていました。現在、出版業界側から図書館への電子書籍の普及を進める動きがあるとのことであり、今後、普及が進む可能性があると考えています。このため、今回の社会教育調査の改正で盛り込むことは適切であると考えています。

なお、日本図書館協会の関係ですが、その協会が協力している御指摘の調査では、公共図書館の全体は網羅できていない（約50%程度の回答率）ということです。

同協会としても、電子書籍については、社会教育調査での把握を希望するとのことでした。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 質問ではなく意見ですが、いろいろと疑問に思っていたことに答えていただけてとても良かったと思います。

電子書籍とは別に、データベースという項目が追加されたことは大変良いことで、これは今後急速に増えていくと思います。デジタル化は急激に進んでおり、この流れは逆行することはないと思います。

ですので、今後、商業データベースなど、いろいろな種類のデータベースがかなりの勢いで増える可能性があると思いますので、これについては、柔軟に、そして前向きに対応していただきたいと思います。とにかく、この「データベース」という項目が追加されたことは大変良かったと思います。

それから、書籍の数ですが、その単位として「冊」が使われますが、これは書籍がハードコピーであったときの数え方の単位です。例えば、国勢調査には相当の冊数があるのですが、タイトルとしては一つです。ここはやはり単位を「タイトル」として、誤解がないようにされることが良いと思います。

繰り返しになりますが、国勢調査はタイトルですと1つですが、冊数とすれば膨大な数になります。その結果、どちらを数え方の単位として使うかで大きく変わっていきますので、その点も周知徹底されて、答える側が迷わないようにお願いしたいと思います。とにかく、タイトルに改められることは大変良い改善であると思います。

また、電子書籍の普及についてですが、書籍の電子化は急激に進行していると同時に、そのスピードが速いことも一因となり、規格が統一されていないという事情があるということはそのとおりであろうと思います。

統一的な基準による利用量の把握ができるようになれば良いのですが、いつ統一基準ができるか分からない。それよりも現状が先に進んでいる可能性もあるということだと思います。

今後の課題はたくさんあるので、これを取り入れるべきかどうかは分かりませんが、この書籍の電子化を課題のひとつとして検討する必要はないのでしょうか。これは特に図書館の問題になるわけですが、情報の電子化については検討していくこととしたいということですが、文部科学省に具体的に何をすべきというわけではありませんが、どこかの時点で専門家の方に来ていただいて、何らかの検討を加えられる必要があるのではないかと、これは個人的な意見ですが思います。

外部の専門家の意見を、今後、お聞きになることが必要になってくるのではないかと、そうされた方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今、大変重要なポイントでしたので、また後ほど課題のところ、再度、今、津谷委員の方からの御指摘については、考えさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、この件につきましても、特に御意見がないということで、御了承

いただいたものと致します。

では、次に、資料1の4ページの「オ 青少年教育施設調査票」及び「キ 文化会館調査票」について、文部科学省から説明をお願いいたします。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 青少年教育施設の関係です。

御指摘いただいている事項は、いまだに少年を対象にした施設が数多く存在している。当面選択肢として「少年自然の家」は残すべきではないかという御指摘を頂いています。

回答ですが、青少年教育施設の種別については、御指摘を踏まえ、今回の調査では本調査項目の改正を行わず、都道府県等から意見を聴取し、次回調査に向けて、引き続き選択肢を検討することにしたと思っています。

それから、次の「キ 文化会館調査票」の関係です。

御指摘いただいている事項は「技術職員」を把握することの関係。

それから、5ページにあります。記入の手引等でしっかり説明すべきではないかという御指摘でした。

回答ですが、当該調査項目は、職員の職務の別を把握するものであり、指導系職員は、技術職員と同等の技術・資質を有していたとしても、劇場、音楽堂等の事業において指導を行う業務に従事しているのであるから、その内数としての「技術職員」を把握する必要はなく、そのことについては手引等で分かりやすく説明したいと思っています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

鈴木専門委員、よろしいですか。

青山専門委員はよろしいですか。

○青山専門委員 はい。

○白波瀬部会長 では、この件につきましても、特に御意見がないということですので、御了承いただいたものと致します。

効率的に回答の説明を御準備いただき、ありがとうございました。

それでは、前回に引き続きまして、調査計画の変更について審議を行います。

前回の部会で配布いたしました資料3-1の審査メモの66ページ「(5)その他」の「ア 調査票情報の保存期間及び保存責任者」から、67ページ「イ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモ、66ページです。

「(5)その他」ということで、2点ありまして、まず、1点目「ア 調査票情報の保存期間及び保存責任者」という部分ですが、ここの中におきまして、現行、永年保存とし

ている「結果原表」という書類について削除するという事です。この結果原表とは、調査結果の集計作業の途中段階におけるデータ（集計表）を出力したものでありまして、現在は、文部科学省では、集計途上のデータに係る作業において、集計用に使用している情報システムにより作成される別途の電子ファイルを用いることで足りることから、近年「結果原表」の作成実績はないため、その保存対象とする調査票情報の範囲から「結果原表」を削除することとしております。

これにつきましては、今後も、本調査において作成されることはないということで適当と考えております。

それから、続きまして「イ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除」ということです。

この項目につきましては、平成23年度調査の実施時に東日本大震災の被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県、東北3県において、調査票の回収や審査・確認業務等を行う教育委員会の負担軽減を図るために設けられたものであり、具体には、審査メモ67ページの①②に記載してありますとおり、まず、調査対象の属性的範囲について、民間体育施設を調査対象から除外する、調査事項については、施設職員数、施設の設置者、施設・設備に関する事項など、把握が容易な項目に限定するといった措置を可能とするものであります。

しかしながら、現在、東北3県におきましては、他の都道府県と同様の調査対象及び調査項目により調査を実施することが可能になったということで、今回、この項目を削除することとしているおります。

これにつきましては、本調査の実施に当たっては、東日本大震災の影響が解消されたことに伴う変更ということで適当と考えているところです。

御説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この件につきましても、特に御意見がないということですので、御了承いただいたものと致します。

では、審査メモの68ページ「（6）生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について」、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、引き続き御説明をさせていただきます。

審査メモ68ページです。

「生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について」ということで、枠書きに書いてありますとおり、現在、社会教育調査では、民間事業者が実施する学習支援事業、すなわち、

カルチャーセンターが実施する講座等ですが、こちらについての把握は行われていないわけですが、生涯学習活動の全体像の把握等の観点から、そういったものを把握することを検討する余地があるのではないかとということです。

まず、生涯学習について、背景を少し御説明したいと思います。「生涯学習」につきましては、教育基本法におきまして、国民が「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場合において学習すること」という形でその理念が示されているところです。

この生涯学習を振興することについては、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定により、文部科学省の重要施策の1つと位置付けられ、これまで同省により生涯学習に係る機会の整備が推進されてきております。

一方、社会教育施設が提供する社会教育サービス、いろいろな講座等ですが、こういったものは、国民が、この生涯学習の理念に基づき生涯学習活動を行うに当たり、利用が想定される中心的なものということです。

こうした生涯学習と社会教育の関係に鑑みますと、社会教育調査が、社会教育行政に必要な基礎的な事項の把握のみならず、生涯学習関係の実態把握の役割も担うことが適切ではないかと考えられるところです。

こうしたこともありまして、過去、平成14年度調査、17年度調査及び20年度調査に係る統計審議会又は統計委員会の答申における「今後の課題」におきましては、審査メモの68ページから69ページにかけての枠書きの中に記載しておりますが、毎回、生涯学習関係の実態把握等を目的として「社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方の検討等の必要性」といったことが指摘されてきたところです。

こうした統計審議会及び統計委員会答申での指摘を踏まえまして、文部科学省では平成17年度調査以降において、生涯学習関係の実態把握のために、先ほどの枠書きの中に記載のとおり様々な対応を採ってきました。

例えば、平成17年度調査では、地方公共団体の首長部局が行う生涯学習関連事業の実施状況を把握していた「生涯学習関連事業等調査」。これは当時「届出統計調査」という位置付けであったわけですが、こういった形で実施されていたものを、社会教育調査に統合しました。

また、平成20年度調査におきましては「博物館類似施設、民間体育施設及び文化会館」、こういった施設の概要、職員体制、事業実施状況等を調査しておりました「生涯学習・社会教育施設等調査」、これは当時「承認統計調査」、現行で言いますと一般統計調査という位置付けのものですが、そういった形で実施されておりましたが、これにつきましても、この社会教育調査に統合しました。

さらに、本調査の調査対象として、都道府県等が設置する「生涯学習センター」あるいは地方公共団体の首長部局等が所管する「図書館同種施設」、「青少年教育施設」及び「女性教育施設」、こういったものを調査対象として追加する措置を採ってきたということです。

こうしたことで、社会教育調査におきましては、平成17年度調査以降、生涯学習関係の実態把握のために、所要の変更を行ってきたところですが、最初に申し上げた民間事業者が実施する学習支援事業につきましては、体育・レクリエーションあるいは舞台芸術関係事業は、平成20年度調査から把握しているものの、教養系関係事業の把握は行われていない状況にあります。

民間事業者が実施する教養系関係事業、初めに申し上げましたが、カルチャーセンターが実施する講座等につきましては、実は平成14年以前には、先ほど承認統計調査で実施していたというところで触れました「生涯学習・社会教育施設等調査」の中でカルチャーセンター調査票という調査票を用いて、実態把握が行われておりました。

この調査の実施要項や調査票自体は、前回の部会の資料3-1でお配りしているところであり、こうした形で調査されていたわけですが、実は、この平成12年の統計審議会における議論において「特定サービス産業実態調査」という経済産業省が所管する基幹統計調査と調査客体が重複するというので、この特定サービス産業実態調査に、必要な調査事項を追加することによって同調査で把握することとされたところでした。

ただ、この特定サービス産業実態調査において教養系関係事業の実態を把握するために用いられる「教養・技能教授業調査票」における調査内容ですが、この調査票等については、これも前回部会の資料3-2でお配りしておりますが、その中身を御覧いただくとお分かりのとおり、講座数や講座全体の利用者数といった程度の内容でして、この社会教育調査で公民館調査票により把握される内容に比べますと、著しく情報量が少ない状況になっております。

この民間事業者が実施する教養系関係事業を調査するということは、国民の生涯学習活動の全体像の把握に資するだけでなく、社会教育施設が提供する社会教育サービス（講座等）の内容の見直しに当たりまして、例えば、民間との役割分担など、そういった観点からも有用なものではないかと考えられるところでした。

少し長くなりましたが、こうした状況等を踏まえまして、69ページの下の方の「(論点)」に記載しておりますとおり、若干、検討する必要があるのではないかと考えているところです。

1点目が①にありますとおり、まず、民間事業者が実施する教養系関係事業を把握する必要性をどのように考えるべきなのか。また、仮にそういったものを把握した場合、その結果は、今後の生涯学習あるいは社会教育関係の施策の検討や展開に有用な情報となる可能性もあるのかということが1点目です。

②といたしましては、国がそういったものを把握する必要がある場合、社会教育調査で把握すべきかどうか。それともほかの統計調査等で把握することが適当なのか。

それから③として、社会教育調査で把握することが適当と考えられる場合は、この調査の中でどのような調査事項を設定すべきかといったことです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 これは、第1回目の10月30日付の資料3-2の7ページの下(6)番です。

「生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について」。論点は、今、御説明があったとおりですので、8ページの御回答です。

生涯学習においては、民間事業者の果たす役割も大きいことから、平成10年度までは文部科学省においてカルチャーセンターを調査していたが、平成12年の統計審議会の指摘により、重複是正のため経済産業省の特定サービス産業実態調査で把握することとされたところだ。

同実態調査での把握事項が、社会教育調査の公民館調査票で把握される内容に比べ著しく情報量の少ないとの御指摘ですが、以下の表のとおり、カルチャーセンターにおける学級・講座は、圧倒的に「教養の向上」と「体育・レクリエーション」が占めている傾向が過去の調査結果からも把握できています。また、カルチャーセンターは民間の営利事業であり、詳細な情報を把握しても文部科学省がその情報に基づき営利事業に対して指導や助成をする等の施策が想定されておりません。

以上のことから、カルチャーセンターの情報は、現在、一定程度把握できており、報告者負担の観点からも、引き続き特定サービス産業実態調査で把握することが適切と考えています。

「(参考)」としまして、カルチャーセンターにおける学級・講座数、それから受講者数等の評価表がありますが、例えば、講座数ですと、平成16年の教養と体育・レクリエーションを見ると全体の90%、それから受講者数でも同じく16年のところで、全体の93%という数値になっております。

それから、法的には教育基本法がありまして、社会教育という条項があるのですが、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないと、そのようなことも背景としてあると考えています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

よろしいですか。

津谷委員。

○津谷委員 今頂いた情報をそしゃくしようと思って考えたのですが、ここに示された「特定サービス産業実態調査」で把握されている民間のカルチャーセンターは、「教養の向上」と「体育・レクリエーション」を目的としたものにほとんど占められていて、それは講座からみてもそうですし、そこに参加している人間の数からみてもそうだといいことがよく

分かりました。しかし、先ほどの政策統括官室の御指摘にあったように、社会教育調査の公民館票で把握されている内容に比べて、著しく情報量が少ないということですが、一体どのような情報が落ちてしまうのか、代表的なもので結構ですので、具体的にお教えください。社会教育調査の公民館票で把握されている情報に比べて、特定サービス産業実態調査で把握している情報は、重複しているものもあるけれども、情報量は少ないということだと思っておりますが、どういう情報が落ちているのか、できれば教えていただきたいと思っております。ここで文部科学省がおっしゃりたいことは、いわゆる民間事業者が実施する学習支援事業はほんの少しだから、わざわざこの社会教育調査で尋ねる必要はないという御趣旨でしょうか。教えていただければ、判断の材料にさせていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 2点、質問がありました。よろしいですか。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 2点だったと思いますが、1点目の方で、何が落ちたかといったところは、すみません、今、手元に。

○津谷委員 落ちたというか、特定サービス産業実態調査ではカバーされていない情報はあるのでしょうか。この情報は公民館票では把握されているということですよ。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 はい。この参考で掲げている表で、年度間で言いますと1と7と10、これが文部科学省の調査結果です。下の方は受講者数の層ですが、よって、13、16は先ほど申し上げた特定サービス産業実態調査の方で調査しておりますので、その観点で、13から16までは教養の向上、体育・レクリエーション、これは現在の文部科学省の区分に沿った内容ですが、それを20年度でくくっているという流れですので、一応、この対象としては入っているのかなと考えています。

それから、2点目ですが、文部科学省として、特定サービス実態調査で把握しているから構わないではないかということではなくて、基本的には先ほども説明あるいは回答申し上げたとおり、私どもが行っていた調査なのですね。それについて、重複という観点を避けるということ。それから民間事業者が行うということの流れで来ておりますので、それはそれで、現行と同じ対応が適切ではないかという趣旨です。

○津谷委員 私の質問はそういう趣旨ではありません。

むしろ、これについては金子調査官にお聞きした方がよいかと思っておりますが、情報量が少なくなっているということですが、どの辺りが落ちているのかをお教えいただければと思います。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 まず、公民館調査票の方では、最初、第1回目の部会のときに調査票をお配りしたかと思っておりますが、その中で、公民館調査票の2-2という事業実施状況の学級・講座に係る調査票を御覧いただければと思います。

○津谷委員 公民館調査票ですね。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 その2-2です。

ございませうでしょうか。

○津谷委員 公民館調査票ですね。はい、分かりました。その2-2ですね。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 これを御覧いただくと、調査対象年度間で実施した学級・講座について、学習内容区分別にいわゆる主催か、土日か、何時か、対象は青少年か成人かなど、これまでも御議論いただいたとおり、非常に詳細な区分で把握されるということになります。

それに対しまして、前回の部会の資料3-2を御覧いただければと思います。ここに「教養・技能教授業調査票」という、特定サービス産業実態調査の調査票の1つがあり、この中で赤囲みにより表示しているものがカルチャーセンター関係のところ、講座数、受講者数等については、御覧のとおり、講座数と受講者数、利用者数、さらにそのうち新規かどうかのみとなっています。

第59回の部会の配布資料3-2です。

○津谷委員 第59回ですね。

その配布資料3-2。ありました。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 要するに、何を調べているかということ、この赤く囲った部分だけということですか。

○津谷委員 カルチャーセンター等の講座数、受講者数等ということですね。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 こういったことから把握する情報量に格差があると私どもとしては考えているということですか。

○津谷委員 よく分かりました。最初の私の質問については。

なぜお聞きしたかということ、政策統括官室からの質問に対しての文部科学省のお答えが、直接のお答えになっていないように思ったからです。ですので、お話を聞いていて、大変混乱をしてしまったわけです。

ですから、情報量が著しく少なくなっているということについて、御指摘があれば言うことですが、私もやはり情報量は少なくなっていると思います。「教養の向上」の内数があって、そのほとんどが趣味、稽古ごと、そして体育・レクリエーションとなっています。つまり、教養の向上の具体的な中身としての趣味や稽古ごとということかと思いますが、これらがどう定義されているのかよく分かりません。ただ、これらが広い意味での趣味だと考えれば、教養の向上から趣味と稽古ごとを引いたものが、ここでいうところの学習支援事業のようなものに近いのでしょうか。とはいえ、稽古ごとにもいろいろなものがあるだろうと思います。いずれにしても、趣味と稽古ごとに体育・レクリエーションを足し上げると、先ほども申しましたが、講座数、学級数及びそこに参加している人間の数、どこから見ても、その大多数を占めることは一目瞭然です。

でも、それが政策統括官室の指摘の答えになっているかということ、そうではないように思います。つまり、このような情報は以前は社会教育調査でも取っていたが、特定サービス産業実態調査で同じ対象から情報を収集するので、重複を避けるために社会教育調査ではこのような質問をするのは止めた。10年までは把握していたが、それ以降、ここでは把握しなくなったということは分かりました。しかし、特定サービス産業実態調査で収集し

ている情報は非常に粗いものであるということですので、今回の社会教育調査で、もう少しこれについて情報を収集することを考えてみてはどうかという御指摘ではなかったかと理解しております。これに対するお答えが若干ずれているように思います。私がもし誤解をしていたらお許してください。

○白波瀬部会長 どうぞ、文部科学省。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 私ども論点で掲げられた点にどう対応すべきか、正直なところ悩んだ部分もあります。

その理由は、経緯にあります。当時の統計審議会で、社会教育調査で把握するのが良いのか、特定サービス産業実態調査で把握するのが良いのか、その観点から特定サービス産業実態調査の方で把握すべきではないかという流れでそちらの道に入ってきたわけです。その道の中で、その特定サービス産業実態調査の今度は枠の中で、どのような項目で何をどうするかという流れできているとそのように理解しております。

○白波瀬部会長 若干、お互いに少しずれがあるようなところがあります。ここでは、特定サービス産業実態調査へ移行することにより基本的に情報量が少なくなっているから、その少なくなった情報量であっても、全く問題がないという説明があるべきなのですね。

分かりにくく言ってしまったのですが、つまり、学習内容の区分をなくしても、結局、その情報はもう要らないとの回答と、詳細で区分してみると、やはり教養の向上と体育・レクリエーションの間の内訳というか、プロポーシオンは余り変わらないから、細かく内訳を見る必要はないのではないかという御回答があります。そのように分かりやすく言っていただくと少し分かったのですが、そういう御回答かなとは感じました。

ですから、多分、文部科学省も、既に特定サービス産業実態調査の方に移ったので、移ったという事実があるから、その中の内訳云々という情報については、我々の管轄外だという言い分が最初にあったように思うので、そこで少し両者の間のやり取りでずれがあったのかもしれないのですが、逆に言えば、その区分はということですね。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 そのところは、先ほど説明しました回答8ページの第2段落の「また」書きのところで書いてありますが、今の御指摘の関連でいきますと「カルチャーセンターは民間の営利事業であり、詳細な情報を把握しても、文部科学省がその情報に基づき営利事業に対して指導や助成をする等の施策が想定されない」という表現が分かりやすいかは別として、一応このような考え方になっております。

○白波瀬部会長 どうぞ、矢口専門委員。

○矢口専門委員 私もし解釈が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、この特定サービス産業実態調査に委ねるようになって、つまり、平成13年、16年と来ているわけですが、それ自体が20年及び21年から突然、内訳も調査しない状況に変わったという事態が、今、あるわけですね。せめて経済産業省が行っているこの調査のかつて13年度に行われていた程度の内容が把握できれば、民間の営利事業に対する助言というわけではなく、公的に行われているものとの傾向の比較であるなど、例えば、職業、知識、技術の向上につ

いては要望がどうなっているか、家庭教育に対する要望は公的に行われているものに対して増える傾向にあるかなど、そういう比較をする上で、こういう情報は有効だと考えると、20年度、21年度にそれらが把握されなくなってしまうことに対して、それはもう他所が調査していることなので、口出しできないので、これで終わりなのだという話なのかどうなのかというところを私は少し理解し切れないうのですが、つまり、16年度水準のものが、もし経済産業省で把握してくれているのであれば、この程度あればとりあえず良いのかなと私は思って読んでいました。もし違っていたら、御指摘ください。

○白波瀬部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 余り長くなってしまうといけないと思うのですが、このことは平成14年調査、平成17年調査、そして平成20年調査の3回の調査の審議結果の「今後の課題」に挙げられており、社会教育における生涯学習活動の全体像を捉える統計の在り方を検討しろということが書かれています。つまり、このことは少なくとも3回指摘されているわけですね。それについて、別の省が実施している特定サービス産業実態調査で情報収集されているから良いのだという印象を与えることは望ましいことではないのではありませんか。この社会教育調査は文部科学省の施策のためだけに実施するものではないはずで、これは公金を使って実施している基幹統計調査です。

ですから、広く理想論を言えば、この情報は国民が共有すべきものであり、社会に発信されるべきものです。文部科学省は営利団体への許認可、指導権を持っていらっしゃるの分かりますが、自分たちの施策のために使う事が想定されていないということは、お書きにならない方がよろしいかと思えます。

○白波瀬部会長 鈴木委員、何かありますか。

○鈴木専門委員 難しいと思うのですが、どうでしょうね。民間の事業について、文部科学省がここまで把握しなければいけないのかどうかと、そこところが重要な問題ですよ。そこだけの話だと思うのですが、公民館調査と同じような形の調査をかければ、同じということは分かるわけですが、ただ、民間の方は事業所の規模の差がかなり激しいですよ。一律に公民館といっても、それは大体激しいことは激しいのですが、大体ある程度のことはできる。県立の公民館というものはないわけですから。

そういうように、民間の差が激しいものについて、こういうような統計調査を行っても、余り意味がないかもしれないということも言えるのだらうと思えます。

なかなか私もどうしたら良いかということ考えると難しいのですが、しかし特定サービス産業実態調査は、かなり大雑把なものになっているわけです。それでは意味ないというものはありますが、矢口専門委員が言われたように、以前のレベルのものを把握しておられれば、それを使えるけれどもという話なので、なかなか判断は難しいと思えます。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 社会教育の専門家でない私がこのようなことを言うのもなんですが、ここに専門家の先生方に専門委員として出席していただいているわけです。

ですので、繰り返すようですが、先ほどの鈴木専門委員の御発言を参考にして、もう少し前向きかつ説得力のある説明も必要ではないかと思えます。

当然、民間の行っている学習支援事業の全てをこの社会教育調査で把握することはできないわけですが、だから必要ないとは言えないと思えます。例えば、収集する情報が実施事業者総数だけになってしまうと、先ほど鈴木専門委員や矢口専門委員もおっしゃいましたが、もうこの情報を把握する意味がなくなってしまうと思います。これは問題かなと思えます。

○白波瀬部会長 はい。

○出澤文部科学省政策課教育分析官 繰り返しになりますが、回答のところで記載させていただきましたが、やはりこの原理というか、これは平成12年の統計審議会の御指摘だと思いますので、そこのところからいやいややはり今でみればこうなのだよということであれば、また、私どもも検討いたしますし、そこのところをどうするかということもありますので、一文部科学省としてどうこうということにはふさわしくないかもしれないと思えます。

○白波瀬部会長 私が、もし違っていたらどうぞ御指摘ください。

難しいのですが、最終的な落としどころはもう仕方がないかなと私は思っております。

つまり、民間の状況は日進月歩ですし、その教養関係事業の在り方自体も本当に日進月歩で変わっていますので、その実態を吸い上げること自体、無理がある。それは鈴木専門委員からもかなり類似した御意見があったと思うのです。

ただ、恐らく、津谷委員も矢口専門委員も最も問題にされている理由は、この説明自体が説得的ではないところがあるのではないかと思うのです。

ですから、逆に言えば、ほかのところでもう調査していただいているので、それについては、こちらとしては動かないということではなく、確かに社会教育、生涯学習活動は、これからは益々重要になってくると思うのですが、その定義自体も、とても拡大解釈可能になるような状況にありますので、その実際の世の中の変化を受けつつ、本調査としては、どういう決定を下し、将来に向けての課題を残すかというところが一番重要になってくると思うのです。

ですから、現段階で、元に戻せなど、多分、そういうことをおっしゃっているわけではないので、もう少し説得的なというか、そこは現代の動きからしても、本調査が担うべき任務を超える状況もあり得るということも含めて、御説明を少し書きかえていただくということかなと思うのです。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほど鈴木専門委員や部会長もおっしゃっておられましたので、そしてもう次の機会はないと思えますので、私もここで一言意見を言います。

これをこのまま出すと統計委員会で指摘を受ける可能性もあるのではないかと思えます。ですので、このままにしておくことに私も責任を感じます。そうなれば、部会長もお困り

になるのではないかと思います。

ではどうするのかですが、このことが永遠に今後の課題となってしまうと良くないと思います。前回調査の今後の課題については何らかの対応をしなければいけない。当然のことながら、これは決して調査を行えということではありません。報告者負担もありますし、これは民間活動ですから、文部科学省が調査をしにくいこともよく分かっております。

ですから、無理にでも調査すべきと言っているのではないのです。部会長もおっしゃりましたが、この課題への対応の仕方をもう少し考えてはと言っているわけです。学習支援産業に含まれるものは多様であり、事業規模も大きく異なり、消えていくものや、新しく起こってくるものが多く変化が急激ですので、その把握はしづらいと思います。

また、民間活動について、その母集団名簿をどのようにして作成し調査したら良いのかということも含めて、難しい状況があることも分かります。ですから、今回の調査でこれを調査対象とすることは難しいということだろうと思います。

しかしまた、人口高齢化が急激に進んでおり、それを鑑みて、生涯学習の実態把握をすべきであると指摘されているわけですから、これについても何らか言及する必要があるのではないのでしょうか。これについては、この調査では把握しないということにするのであれば、永遠に今後の課題にしないようにきちんと対応なさるべきだろうと思いますので、この部分は、この調査の対象としてふさわしくないということをもっと前向きにお書きになる必要があるのではないのでしょうか。これについては、今後、調査の対象としないのかも含めて、内部だけで話し合うのではなく、検討会を作って、その検討結果を基に諮問を受けるという手順があると思いますので、もしこれについて、既に検討会を行っておられるようでしたら、その結果などを記されて、この部分については一応の決着をつけられればいかがかと思います。

すみません。何を言っているか分からなくて申し訳ありません。

○白波瀬部会長 大変重要な御指摘だったと思います。

一応、文言等につきましては、修文と一緒に相談させていただきまして、対応の方向性について確認したい。

文言等につきましては、私と事務局に御一任を頂きまして、進めさせていただくということで、結果としてはこの方向で進めさせていただくと思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、どうぞ。

○青山専門委員 ごく素朴な質問なのですが、金子調査官に御質問させていただきたいのですが、総務省では、各省庁の統計を調整するお役目もあると伺っておりますが、例えば、経済産業省の特定サービス産業実態調査において、前回と前々回、詳細が把握されなくなってしまったことに関して、文部科学省からこの社会教育調査との関連で把握をもう一度要望することや、あるいはこの人口・社会統計部会において経済産業省で詳細が把握できると望ましいという意見が出たことをお伝えするなど、そういったことは可能なのですか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 これは統計委員会とは別に、私どもの審査業務の中で、仮にこういったような状況が出てきた場合、例えば、経済産業省と文部科学省の間でどのような対策を講じるか考えるべきであるなど、その審査業務の中の一環としてそういう助言を行うことは当然あります。

ただ、これは私どもの個別の審査部局としての業務の中の話でありまして、この委員会の中で審議することと必ずしもイコールにはならないと思います。あくまで今回の諮問は、社会教育調査に関する諮問ですので、少し取扱いを考えなければいけない部分もあろうかとは思いますが。

○青山専門委員 ありがとうございます。

他の項目の中でも、他の統計調査でこれだけ把握されているから、この程度で良いのではないかというバランスの中で、どこまでを質問項目に盛り込むかを決めていくというようなスタンスがあったように思ったので、難しいのかもしれないのですが、そういった可能性もあると良いなという感想でした。

○白波瀬部会長 そういう感想が出てくるのが何となく分かると思うのですが、なかなか事務的に、本当はそのように有機的に連動するのが一番良いのですが、なかなかそういうわけにはいきませんので。ただ、関係府省の方々がここに御出席ですので、議事録等についても残っておりますので、多分、何か意見があったということは聞いてくださるのではないかと思います。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それで、もう少し補足的に申し上げれば、当然、こういった公の場で、こういった御意見が出たということであれば、もし経済産業省の特定サービス産業実態調査について、今後、承認申請があったときは、当然、今回出た御意見を踏まえた形で私どもは検討をお願いしたいということになるかと思えます。

○青山専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、時間もありますので、次に進めさせていただきたいと思えます。

こういうような形での対応で、よろしいでしょうか。

ではよろしく願いいたします。

それでは、審査メモの71ページの「2 基幹統計の指定の変更（名称の変更）」について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ71ページを御覧いただきたいと思えます。

基幹統計の指定の変更、名称変更です。

「社会教育調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、調査結果から作成される基幹統計の名称でもあります。

ただ、現行の統計法においては、統計と、それを作成する手段である統計調査につきま

しては、概念上区分しておりまして、基幹統計の名称を調査の名称と同一にしておくということは、適当ではないと考えております。

このため、従来、基幹統計調査と基幹統計の名称が同一なものは、こういった御審議の際に順次名称変更を行ってきておりまして、現在、基幹統計は五十数本ありますが、この社会教育調査以外の基幹統計については、全て統計と調査は異なる名称になっております。

したがいまして、本調査につきましても、統計調査と統計の名称を分けるということで、基幹統計の名称を社会教育調査から適切な名称に、考えられる案として、例えば、社会教育統計といったような名称に変更する必要があるということです。

この名称を考えるに当たっては、やはり基幹統計というものは公的統計の中核をなす重要な統計であるということで、そこについての誤解というか、紛れが生じないような適切なものとすべきであり、また、既存の他の基幹統計の名称との関係あるいは報告者及び利用者への分かりやすさといった点から検討する必要があるかと考えているところです。

私どもとしましては、こうしたもろもろの点を考えますと、先ほど申し上げたとおり、少し単純ではありますが、社会教育統計といったような名称ではいかがかと考えているところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件につきましては、特に御意見がないということですので、了承いただいたと致します。

それでは、答申案の審議に入りたいと思います。初めに、答申案の構成について御説明いたします。本日お配りしている資料2を御覧くださいませ。

答申案は、最初に前文があります。次に、本諮問は「社会教育調査の変更」と「基幹統計の指定の変更」、いわゆる名称の変更の2つに分かれておりますので、Ⅰとして1つ目の項目である「本調査計画の変更」があります。そしてⅡとして、18ページにあります「社会教育調査」、いわゆる基幹統計の指定の変更(名称の変更)があります。

まず「Ⅰ 本調査計画の変更」では「1 承認の適否」として、社会教育調査の変更について統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しています。

続いて「2 理由等」では、(1) 調査対象の範囲の変更等、(2) 報告を求める事項の変更、(3) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除、(4) 集計事項の変更等、(5) 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘への対応状況の5項目を設けて、適宜、表などで整理するとともに、その内容や適否の判断、判断理由、必要に応じて修正点を記載しています。

なお、部会で審議された事項のうち、法令の改正などに伴い当然生じる変更や、設問の表記の変更など、変更内容が軽微と考えられるものは、原則、除く形で整理しております。

17ページの「3 今後の課題」については、これまでの部会審議の中で、今後、調査実施部局である文部科学省において、検討する必要がある事項について記載しているものです。

最後に、18ページの「Ⅱ 社会教育調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」では、「1 承認の適否」として、総務大臣から諮問があった社会教育調査の指定の変更、いわゆる名称の変更について、統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しています。

また「2 理由等」では、基幹統計の名称を変更する理由と、変更後の名称について記載しています。

では、答申案の個別の審議に入りたいと思います。初めに「Ⅰ 本調査計画の変更」についてです。

「1 承認の適否」については「2 理由等」の検討を行った後で、確認させていただきたいと思いますので、まず「2 理由等」を御覧ください。

「2 理由等」では、統計審査官室が作成した審査メモに基づき、本部会で審議した事項について、判断の理由や計画の修正点を記載しています。

では、答申案1ページの「(1) 調査対象の範囲の変更等」を御覧ください。

ここでは、調査対象の属性的範囲に係る規定について「ア 女性教育施設調査票」では「一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に、また、2ページの「イ 文化会館調査票」では「文化会館」を「劇場、音楽堂等」にそれぞれ変更することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、答申案2ページ下段の「ア 社会教育行政調査票等」の「(ア) 教育委員会事務局の社会教育関係職員数」を御覧ください。

ここでは、教育委員会事務局の社会教育関係の職員数に係る調査事項について、①「課長」の内数として「社会教育主事の資格を有する者」の人数に係る把握事項を追加し、さらにその内数として社会教育主事の「発令者」の人数を把握する形に変更すること。

②「その他の職員」、いわゆる事務職員等について、その内数として「社会教育主事の資格を有する職員」の人数を把握するための事項を追加することを計画しております。

これにつきましては、調査票の様式上「課長」の区分内に内数として社会教育主事の発令者数を把握する欄が設けられることとなる一方、別途「社会教育主事」の区分も設けられており、社会教育主事数が両方の区分で重複して報告されるおそれがあることから、それを防止するため「社会教育主事」の区分により報告する社会教育主事数は「課長」の内数として報告する社会教育主事数を除くことを注書きや記入の手引などで明示する必要があります。

あるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、答申案3ページ下段の「(イ) 社会教育委員数」を御覧ください。

ここでは、社会教育委員の委員数に係る調査事項について、関係者区分として既存の「学校教育関係者」等4区分に加え、新たにその他条例で定める者の追加を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、答申案4ページ中段の「(ウ) 関係法人数」を御覧ください。

ここでは、都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置される実法人数に係る調査事項について、削除を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案4ページ下段の「(エ) 情報提供方法」を御覧ください。

まず、「a 選択肢の表記の変更」では、調査対象施設等における社会教育事業の実施状況等に係る調査事項について、一般の人々に対する情報提供方法を把握する設問の選択肢のうち「情報システムネットワーク」を「情報ネットワーク」に、また「ポスター・パンフレット」を「機関紙(パンフレット)等」に改めることを計画しております。

これらにつきましては「情報ネットワーク」については、社会教育行政調査票では、具体的な内容を知ることができる補問が設定されず分かりにくいいため、また「機関紙(パンフレット)等」については、博物館などでは、ポスターによる情報提供が伝統的な手法となっていることに鑑み、前者は「情報ネットワーク(ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア)」へ、後者は「機関紙、ポスター、パンフレット等」へ修正する必要があるとの意見を付しております。

次に、5ページ中段の「b 補問の選択肢の追加」では、情報提供方法に関する設問のうち「情報システムネットワーク」を選択した場合の補問について、選択肢として「ホームページ」のほか「メールマガジン」及び「ソーシャルメディア」を追加することを計画しております。

これにつきましては、本日、審議いたしましたとおり、補問について、各選択肢が複数回答可であることが分かりにくいことから、その旨、調査票に明示する必要があるとの意見を付しております。

さらに、6 ページ中段の「c 選択肢の追加」では、情報提供方法に関する設問の選択肢について「学習相談事業」の追加を計画しております。

これにつきましては、本日、審議いたしましたとおり「学習相談事業」という表記については、別途実施している特定の事業との紛れが生じるおそれがあるため「学習相談」との表記に修正することの意見を付しております。

以上のおとり、部会審議を踏まえ、aからcまでにわたり、意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案6 ページ下段の「(オ) 指導者研修」を御覧ください。

ここでは、社会教育の指導者を対象として実施した研修の実施件数及び参加者数に係る調査事項について、現行では「行政職員対象」、「施設職員対象」及び「有志指導者対象」の区分ごとに当該実施件数等を把握していますが、これらの3区分の削除を計画しております。

これらにつきましては、本日、審議しましたとおり、3区分を削除せず、引き続き3区分別の実施件数等を把握する必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この部分についても、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案7 ページ中段の「イ 公民館調査票等」の「(ア) 指定管理の相手先」を御覧ください。

ここでは、公立の施設であって、指定管理されている場合の指定管理者の法人種別に係る調査事項について、その選択肢のうち、現行の「地方公共団体を指定」を削除する一方で「地縁による団体(自治会、町内会等)を指定」の追加を計画しております。

これらにつきましては「地方公共団体を指定」の削除については、これまでの調査結果との時系列比較が難しくなるため、削除せず、引き続き当該選択肢による把握を行う必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、答申案8 ページ中段の「(イ) 職員数」を御覧ください。

ここでは、公民館の職員数に係る調査事項について「館長又は分館長」、「公民館主事」及び「その他の職員」の3区分別の職員数の合計欄を設けた上で、その内数として「社会教育主事有資格者」の数を把握する区分の追加を計画しております。

これらにつきましては「うち社会教育主事有資格者数」との区分の表記については、社

会教育行政調査票における同種の区分の表記と合わせ「うち社会教育主事の資格を有する者」とする必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案8ページ下段の「（ウ）職員に対する研修の実施の有無」を御覧ください。

ここでは、職員に対する研修の実施に係る調査事項について、研修の実施先に関する選択肢として「民間」の追加を計画しております。

これにつきましては「民間」の中には公民館連絡協議会等の関係団体により実施されている例も多いことから、追加する選択肢の表記を「民間（企業等）」に修正するとともに、更に新たな選択肢として「社会教育に関係する団体」を設ける必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案9ページ中段の「（エ）施設・設備の有無」を御覧ください。

ここでは、調査対象施設が有している施設・設備に係る調査事項について「調理室」の有無に係る選択肢の追加を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので、適切としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

このことにつきましても、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案10ページの「（オ）公民館運営審議会等の構成」を御覧ください。

ここでは、公民館運営審議会の委員数に係る調査事項について、関係者区分として、既存の「学校教育関係者」等4区分に加え、新たに「その他条例で定める者」の追加を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので、適切としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案10ページ中段の「（カ）ボランティアに対する研修の有無」を御覧ください。

ここでは、調査対象施設に登録しているボランティアに対する研修の実施状況に係る調

査事項について「実施回数」を把握する項目の削除を計画しております。

これにつきましては、ボランティアに対する研修の「実施回数」は、社会教育施設の利用状況等を示す有用なデータであり、また、公的な社会教育施設によるボランティアに対する研修の実績は、国際的に見ても貴重なデータであることから、削除せず、引き続き把握する必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案11ページの「（キ）託児サービスを実施した諸集会」を御覧ください。

ここでは、諸集会における一時的な託児サービスの実施状況に係る調査事項について、現行では託児サービスを実施した諸集会の件数を把握していますが、これを託児サービスを実施した諸集会の有無のみ把握するよう改めることを計画しております。

これにつきましては、託児サービスを実施した諸集会の件数は、女性の積極的な社会進出や社会活動を支援する面から有用なデータであることから、削除せず、引き続き把握する必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案11ページ中段の「（ク）運営状況に関する評価の実施状況」を御覧ください。

ここでは、調査対象施設における前年度の運営状況に関する自己評価及び外部評価の実施の有無並びにこれらの評価の結果の公表の有無に係る調査事項の新設を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、了承をいただいておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、答申案12ページの「（ケ）耐震診断の実施状況」を御覧ください。

ここでは、公民館における耐震診断の実施状況及び地方公共団体における避難所としての指定の有無に係る調査事項の新設を計画しております。

この審査の結果、今日審議いたしました。耐震診断の実施状況の把握は公民館調査票のみで行うことと致しまして、答申案に記載されております体育施設調査票、青少年教育施設調査票及び女性教育施設調査票においても同様の調査事項を新設する必要があるとの意見は削除することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、削除するという事で、了解とさせていただきます。

続きまして、答申案12ページ中段の「ウ 図書館調査票」を御覧ください。

ここでは、調査対象施設の資料の状況に係る調査事項について、①「図書の日本10進分類等別冊数」の把握方法について、図書の総冊数に占める当該冊数の構成比の把握から、当該冊数の把握に改めること。

②としましては「録音図書等の保有数」の区分に、「大活字本」を、また「利用可能な電子書籍の冊数」を把握するための項目の追加を計画しております。

これにつきましては、本日、審議いたしましたとおり、商用データベースについても取り扱う図書館が増加しているということから、その種類数についても調査項目として追加する必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この点についても御了承とさせていただきます。

続きまして、答申案13ページ下段の「エ 青少年教育施設調査票」を御覧ください。

ここでは、調査対象施設の種別に係る調査事項について、現行の選択肢のうち「少年自然の家」、「青年の家(宿泊型)」及び「青年の家(非宿泊型)」の3種類に区別しているものについて「青少年の家(宿泊型)」及び「青少年の家(非宿泊型)」の2種類に整理・統合することを計画しております。

これにつきましては、本日、審議しましたとおり、選択肢の整理・統合を行わず、現行の選択肢により引き続き把握する必要があるとの意見を付しておりますが、これによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案14ページ中段の「オ 体育施設調査票」を御覧ください。

ここでは、民間体育施設に係る調査事項において「受動喫煙防止のための対策の方法」等7事項の削除を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、答申案14ページ下段の「カ 文化会館調査票」を御覧ください。

ここでは、劇場、音楽堂等の職員に係る調査事項について「その他の職員」の内数として「技術職員」を把握する区分の追加を計画しております。

これにつきましては、本日、審議いたしましたとおり、仮に指導系職員が技術職員と同様の技術・資質を有していた場合、いずれの区分に当該職員数を計上すべきか報告者とし

て紛れが生じるおそれがあることから、このような場合の計上方法について注書きや記入の手引などで明示する必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、この点、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案15ページの「(3) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除」を御覧ください。

ここでは、調査計画のうち東日本大震災に伴う調査計画の一部変更に係る規定の削除を計画しております。

これにつきましては、本日の審議の結果、御了承いただいておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案15ページ中段の「(4) 集計事項の変更等」を御覧ください。

ここでは、運営状況に関する評価の実施状況や耐震診断の実施状況の追加、情報ネットワークによる情報提供方法の把握の詳細化等の調査事項の変更に伴い、関連する集計事項の変更を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、前回答申における今後の課題等への対応状況について、審議を行います。

15ページ下段の方に、前回答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画における指摘事項について、端的に記載しております。

また、これらの指摘事項について、文部科学省が検討した結果の概要を、別添として19ページにまとめております。

16ページからは、文部科学省の検討結果に対する、当部会としての評価について表記しております。

それでは、概略について説明いたします。

まず「ア 関係主体ごとの収入・費用構造の把握」について。

1段落目では、外部有識者で構成する会議を設置して検討を行い、経済センサス試験調査への経理項目の追加の可能性を探るなどの措置を実施したことは、前回答申等の指摘への対応として一定程度評価できるとしてしています。

また、2段落目では、現時点では、多くの地方公共団体において本格的な複式簿記が導

入されていないため、施設単位での収入・費用構造の分析が困難であることを踏まえると、平成27年度の本調査において実施しないことについては、やむを得ないとしています。

3段落目以降では、しかしながら、社会教育施設ごとの収入・費用構造は、社会教育施設の運営状況の評価等の観点から極めて重要なデータであり、現在、総務省が進めている地方公会計の整備状況に応じまして、社会教育施設別の収入・費用構造を把握することを検討する必要があるものとしております。

次に「イ 社会教育施設の利用者側の状況の把握」についてです。

1段落目では、外部有識者で構成する会議で検討を行いまして、本調査とは別に新たに「国民の学びに関する意識調査」の実施計画案を試作するなどしたことは、前回答申等の指摘への対応として一定程度評価できるとしています。

しかしながら、2段落目では、①内閣府の「生涯学習に関する世論調査」に社会教育施設の利用者に係る調査事項の追加を要望することについては、当該世論調査では不定期の実施であり、かつ調査項目の十分な追加が可能か否か明らかではないこと。

②今後、本調査について、社会教育施設等に対するアンケート調査により、新たに社会教育施設の利用者側の状況として把握することを検討する調査事項は、学級・講座の受講者の年齢のみであることから、必ずしも十分なものとはなっていないとしています。

3段落目以降では、社会教育施設の利用者の状況を把握・分析することは、利用者ニーズに応じた社会教育サービス等の向上につながるものであることから、今後、社会教育施設の利用者側の状況に関する多くの情報を把握する方法を検討する必要があるとしています。

次に「ウ 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等」についてです。

1段落目では、外部有識者で構成する会議で検討を行い、現行の分類を組替え集計することにより国際比較が可能となる分類案を作成したことは、前回答申等の指摘への対応として、一定程度評価できるとしています。

また、2段落目では、平成27年度調査では、東日本大震災の前後の状況の比較の観点から、現行の分類を使用することについては、やむを得ないとしています。

3段落目では、しかしながら、社会教育施設が実施する学級・講座における学習内容は、利用者ニーズに応じて変化していくものであり、また、過去の調査結果を見ると、小分類のうち「その他」に該当するものが多いなどの状況となっているため、文部科学省は社会教育施設等に対するアンケート調査などにより、新たな学習内容の分類の統廃合や細分化などの見直しを検討する必要があるとしています。

これらについて、何か御意見ありますでしょうか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 表現についてですが、17ページの一番上のイの最後の部分の「したがって、文部科学省は、」のところですが、「今後、社会教育施設の利用者側の状況に関する多く

の情報」というよりも、情報は取ってはいるが、それが必ずしも十分ではないということだと思いますので、情報の量よりもより詳しい情報とした方が良いのではないかなと思います。

ですので、ここは「多くの情報」ではなくて、「より詳細な情報」としてはいかがでしょうか。

○白波瀬部会長 「より詳細」ということになると、既に取りっていて、それをまた掘るようなイメージもあるので「さらなる情報」という程度に。

○津谷委員 では「より多くの」としては。

○白波瀬部会長 「より多くの」。はい。

○津谷委員 この情報は今までも取ってはいるわけで、「より多く」とした方が、流れが良いかなと思いました。表現の問題です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

あと、今までのところで何かありますでしょうか。

よろしいですか。

何かありますか。

○津谷委員 私がまだ混乱しているのだらうと思うのですが、これは今までの答申への対応状況についてですよね。先ほど時間を費やしていろいろと話し合ったことについては、何も言わなくてよいのですか。

○白波瀬部会長 それについて、私がすぐ切りかえて、すぐにここの中に入れる度量がありませんので、計画までなのですが。

○津谷委員 もちろん、すぐに対応することは難しいと私も思います。

○白波瀬部会長 少し計画までなのですが。

○津谷委員 急に対応をすることは無理ですし、どうすべきかということについては、私もよく分かりません。ただ、ここに何も言わなくてよいのでしょうか。一応対応はしたわけですし、ここでこれについて話し合ってもおきます。

○白波瀬部会長 多分、そこで、皆さん本当にいろいろ貴重な御意見を頂いたときに、やはり生涯教育の重要さなど、やはりこういう施設そのものの重要さは非常に高まってくるので、それに対して、やはり積極的に対応する覚悟みたいなものをどこかに入れておくのが良いかもしれません。ただ、課題としてしまうと、またそこは少しテクニカルに難しいところなのですが。

○津谷委員 今後の課題及び基本計画における指摘への対応状況かということ、対応状況とまでは言い切れないのではないかということが、お話を伺ったときの私の印象です。

では、次の「今後の課題」に入れてしまうべきかということ、また今後の課題として先送りするのかということになり、非常に悩ましいのですが、ただ、これをどこにも入れないで良いのかなと思います。このことは議事録には残ると思いますし、審議に時間も取りましたので、スルーしてしまってもよろしいのでしょうか。

○白波瀬部会長 はい。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 事務局的に申しますと、確かにまず基本的に、私、御説明しましたとおり、生涯学習の全体像の把握というものは、過去の答申等において指摘されていて、文部科学省もそれなりにいろいろ対応してきたという経緯があります。全く何も対応していないということではございません。

ただ、十分なのかどうかというところで、民間事業者が実施する教養系カルチャーセンターの部分について、ある種提案を差し上げたということです。

しかし、審査メモの69ページの論点に書いてありますとおり、直ちに社会教育調査で把握すべきだなどといったことは考えておりません。何ゆえかと言うと、論点①で書いてありますように、まず、把握する必要性については、そもそもどう考えるべきなのか。やはり過去の答申等では、そういう指摘がずっとなされてきて、対応もしてきているわけですが、一方で、経済情勢がいろいろ変わってきて、一番似たような話として、いわゆる民間体育施設というものがあるのですが、これは主体は民間であり、教養系と対比的なものです。この民間の体育施設は、何ゆえ調査するようになったかという、当時の考え方として、民間の施設というものの役割も重要であり実態を把握すべきという考え方がある、民間体育施設を、民間が設置主体の施設ではあるが、調べるようになったということです。最初は、承認統計調査で把握されていまして。ただ、今回の変更事項でもありましたとおり、民間体育施設の調査事項、これまでは公の体育施設と同様の調査事項で調べてきたわけですが、実態がある程度分かったということもあり、必ずしも民間の施設の状況を把握しても、なかなかそれを行政に活用するという、ある意味その有用性が必ずしも高くない。だから、一定程度分かれば良いということで、少なくとも、今回、民間体育施設については、余り調査の必要がないと思われるものは、かなり削除したということです。

ですから、教養系のものについても、その有用性という意味では、やはり、本当に体育施設以上に、先ほど鈴木専門委員がおっしゃりましたとおり、これはかなり小さいところから大きいところまで多様であり、公民館等との比較対象になるようなものもあれば、そうでないもの、極端に言うと個人の家で行っているようなものもあつたりして、そういう形で情報を把握してもどこまで使えるかという問題があります。さらに、実査可能性という問題もある。過去に確かに承認統計調査で、調査はしていたのですが、当時の調査結果で把握された事業者は、どう考えてもかなり少ないものとなっていました。やはり小さい事業者が多数あつて把握し切れないという問題もあり、先ほど津谷先生がおっしゃったように、やはりこの種の事業者は、非常に変化が激しく改廃も頻繁に起きる。こういったもろもろの状況を考えると、そもそも、文部科学省というよりも国がそういったものを把握する必要性についてどう考えるべきなのだろうかということで、論点の①として提起をしたところであります。

そのときに、国が把握する必要があるのだとしたら、この社会教育調査で把握すべきなのか、それともほかの調査なのか。

それで、社会教育調査で把握すべきだということはどのような調査調査事項が必要かと段階的に論点として記載しており、なかなかこれは判断が非常に難しい問題であると考えております。

さらに、答申の取扱いということで行くと、例えば、明らかに他の基幹統計調査と重複しているなどであるならば、それは当然のことながら調整が必要と答申に書く話になるわけですが、特定サービス産業実態調査との関係で言うと、別に重複しているわけではありません。

○津谷委員 重複していない。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 生涯学習の全体像という観点から俯瞰的に見た場合、社会教育調査では公の部分把握し、また、特定サービス産業実態調査では民間の部分把握するという関係になっているということです。したがって社会教育調査の答申の中に、ある種体系的な観点の話ではあるのですが、何か直接的に言及できるのかというと、テクニカルになかなか難しい。

ただ、さはさりながら、こういった体系的な視点というものは、重要な話ですし、これは私の個人の意見なのですが、例えば、議事録だけでは不十分とするならば、例えば、よく統計委員会で部会長メモという形で、答申案の説明の際に、答申には書かないが、こういう話もありましたという形で説明し、将来の審議に生かしていくといった方法もあるのかなと思います。

また、先ほど私が申し上げましたとおり、当然のことながら、今後、特定サービス産業実態調査の諮問があるときは、過去に、当該調査に関係する指摘があったということで、それを踏まえた諮問をするということになるかと思えます。

ですから、事務局としては、いろいろ申し上げましたが、答申に直接書き込むことは少し難しい。ただ、議事録だけでは不安だとか、どうかというならば、例えば1つの方策としては部会長メモなど、そういうような方法もあるかもしれないということです。

○津谷委員 生涯学習が、今後の人口高齢化を考えると重要になってくるということについては、疑問の余地はないと思います。

ただ、この民間のカルチャーセンターが行う学習関係の事業というものは生涯学習の中のごく一部ですよね。

ですから、この調査では公的なものについては把握されているわけですから、わざわざ部会長メモを作っていただいております。お話しいただくほどのことではないのではないかと私自身は思います。

ただ、私の中で十分にそしゃくできなかったのですが、このことを調査すべきと言っているわけではありません。誤解のないようにもう一回繰り返し申し上げますが、このことを詳しく調査すべきと言ったものではありません。ただ、ここで議論された以上は、やはりそれなりにこのことについて言及するべきであろうと思いましたが、議論がかみ合っていないで混乱をしたものですから、何度も質問したわけです。

この社会教育調査でこれを掘り下げて調査することの必要性について金子調査官はおっしゃりましたが、これについてどのように調査をすれば良いのかということを考え、また費用対効果を考えると、余り大きな効果は望めないのかなとも思います。

鈴木専門委員もおっしゃりましたが、これについて、いきなり調査はできませんので、そのための名簿のようなものが必要です。ですから、調査の実施は難しいということで、そこまでいろいろな意味のコストをかけてまで把握するほどのことではないということであるならば、それはそうであろうと私も思います。

ですので、そういうことでしたら、当然納得いたします。

個人的な意見ですが、それほど大ごとにするほどのことではないと思いました。

ただ、ここで議題に上がってきた以上は、きちんとした整理が必要であろうと思った次第です。別にわざわざここに書く必要もないということでしたら、それで結構です。

○白波瀬部会長 その点につきましては、個人的に引き取らせていただきたいと思います。混乱というように、モデストに津谷委員がおっしゃったのですが、御指摘の点はもしかしたらとても根幹的で、やはりこの根拠となっているこの金子調査官から元々説明がありました。社会教育・生涯学習活動の全体像を捉える統計の在り方というものがある意味で少し難しいものを抱えておまして、逆に言えば、全体像なので、それを全部網羅するという観点になってしまうのですが、多分、全体像の把握という意味でも、本調査はどれについて把握しているのかということを確認にすることが一番良いことではないかと思うのですね。

ただ、明確にする際に、他で把握しているから把握しませんといった言い方や、民間ですから関係ないという言い方は、非常に後ろ向きなので、納得に欠けるし、それがやはり国としては全体を網羅するという観点から、あえて、この統計はしっかり取っていくことの方が重要かなと思います。若干書き方もありますが、委員の先生方に非常に熱心に御議論も頂きましたし、誤解のないよう適宜盛り込むことができたならなど、私個人は思っております。

矢口専門委員、どうぞ。

○矢口専門委員 文部科学省の苦悩というものもとても感じるのですね。生涯学習振興整備法と社会教育法という、2つのものを両方扱わなければならないところで、今回は社会教育法にのっとった社会教育調査ということで、公的な社会教育行政に可能な限り限定をかけている。

しかし、時代の中で、生涯学習についても捉えて、中心的な担い手となりかつ民間の事業者を励ましていこうということもミッションとして持っていらっしゃるところで、とても苦しい立場というものを私は感じていて、ただ、今回は、社会教育のある意味公的な役割という、社会教育行政の役割を鮮明にする上でも、むしろ、今、少しぼやけてしまっているところのカルチャーセンターというものは、民間の事業の中の1つとして、非常に分かりやすい事例で過去把握していたところであった。生涯学習全体の把握というもの

は、それはまた膨大な話になるが、その手掛かりの1つとして、それが入ることによって、逆に公的に実施していくことの特徴は何かということ議論するものをここに残していただかないだろうかというような読みを私はしていたので、その手掛かりになるものとして、議論を先送りしつつも、これがあることについては、やはり意味があるのではないかという個人的な意見を持っています。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、基本的には、この流れを御了解いただいたということで理解したいのですが、今の議論をできるだけ反映させていただけるような形の文言はないか、引き取らせていただきまして、後ほどメール等で先生方にお送りして、御確認を頂くというような手続きを取りたいと思います。

ありがとうございます。

では「3 今後の課題」に関する事項です。

前回の部会で御意見を踏まえ整理したものです。

事務局に読み上げをお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 「3 今後の課題」。

（1）関係主体ごとの収入・費用構造の把握について

地方公共団体の財政が厳しさを増すとともに、社会教育施設の運営の改善やそれに関する国民への説明責任を適切に果たす重要性が高まってきており、これを踏まえ、近年、社会教育法等の改正により、公民館等について、運営状況の評価やそれに関する情報の積極的な提供に関する努力義務規定の新設も行われている。こうした中で、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握・分析は、効率性の観点から施設運営の状況を評価し、その改善を図る上で極めて重要である。

しかしながら、本調査においては、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握が行われていない。これは、現時点では、多くの地方公共団体において本格的な複式簿記が導入されていないため、施設単位での収入・費用構造の分析が困難であることを踏まえると、やむを得ないものである。ただし、総務省は財務書類等の比較可能性の確保等の観点から、平成26年4月に固定資産台帳の整備と本格的な複式簿記の導入を前提とした地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を公表し、今後、全ての地方公共団体に対して、原則として平成27年度から29年度までの3年間で当該基準による財務書類等を作成するよう要請する予定としており、この取組が進展すれば、社会教育施設単位での収入・費用構造の把握・分析が可能なデータが整備される見込みである。

このため、文部科学省は、平成23年度の本調査において、社会教育施設ごとの収入・費用構造を把握することを目指す必要がある。

（2）社会教育施設の利用者側の状況の把握について

社会教育施設が提供する社会教育サービスを真に国民のニーズに沿った十分なものとするためには、施設の利用者について、その属性（性別、年齢、職業等）や利用状況の詳細

(利用目的、利用頻度、利用時間等)を把握・分析することが有用である。また、こうした把握・分析の結果は、社会教育法等により公民館等が実施に努めることとされている運営状況の評価にも活用できる可能性がある。

しかしながら、本調査により把握している利用者の状況に関する情報は、学級・講座の男女別・対象別(青少年、成人等)の受講者数や諸集会の参加者数程度であり、十分なものとなっていない。

このため、文部科学省は、次回の平成30年度の本調査に向けて、平成27年度に、本調査における学級・講座の受講者の年齢の把握可能性を検討するために実施を予定している社会教育施設を対象とするアンケート調査の中で、当該施設における施設利用者に関する情報の保有状況を把握し、その結果を踏まえて、本調査において施設利用者に関する情報をより詳細に把握することを検討する必要がある。

(3) 学習内容の分類(小分類)の統廃合及び細分化について

社会教育施設が実施する学級・講座における学習内容は、利用者ニーズの多様性から広範多岐にわたり、かつ利用者ニーズに応じて変化していくものであるため、それをできる限り多くのニーズに応じたものとするためには、学級・講座の実施件数を適切な区分により分類し、その結果を分析することが必要である。

しかしながら、平成27年度調査では、東日本大震災の前後の状況の比較の観点から、現行の分類を使用することとされている、また、平成20年度及び23年度の本調査の結果において小分類別件数をみると、出現頻度が極めて少ないものや類似の分類が認められる一方、「その他」に分類されるものが全体の1割となっており、小分類に係る区分の統廃合や細分化を行う必要があると考えられる。

このため、文部科学省は、平成30年度調査から新たな分類を使用することとし、それに先立ち、現行の分類における小分類について、更なる統廃合や細分化を検討する必要がある。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この部分につきましては、あらかじめ委員・専門委員の皆様にご覧いただいたものから、若干の文言修正を行っておりますので、これについて総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

席上配布資料という1枚紙を御覧いただければと思います。

今、読み上げました「今後の課題」の中で、答申案18ページの(3)の「学習内容の分類(小分類)の統廃合及び細分化について」という中の最後のパラグラフの部分です。

これにつきまして、事後になって大変恐縮ではありますが、少し私どもの方で部会に付議するに当たり、精査をした結果、文言の適正化等を図るため、事前に委員・専門委員の皆様にご覧いただいたものから、赤字のとおり、若干修正をさせていただきたいと考えて

おります。

まず、具体には、下から3行目の「新たな分類案」のところの「案」という部分を削除させていただきたいと考えております。これは平成30年度調査から使用することとなるものは、もう使用するものであるということで、案ではなくて分類ですので、分類案を使用するといった表現は適切なものではないと判断されることによるものです。

それから、下から2行目の「新たな分類案のうち」というものを「現行の分類における」と修文、修正させていただきたいと考えております。これは、さらなる統廃合や細分化の検討対象となる小分類というものは、現行の分類におけるものでありまして、こうした事実関係を踏まえた適切な表現に修正したいという趣旨です。

事後的な修正になって大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

御説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では「3 今後の課題」について、何か御意見ありますでしょうか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 絶対こうしてほしいということではないのですが、次回の調査、そしてその次の調査といった、長い目で見た今後のことを考えたとき、電子書籍について何か書いておかなくて良いのかなと思ひました。

現段階では、文部科学省がおっしゃるように、規格が統一されていませんし、利用の形態も多様であり、統一的な基準がないと、データを取ってもその意味について判断がしにくいし、第一、調査票の質問項目を上手く作れないということがよく承知をしております。しかし、これは今後の重要な課題ですので、今後の課題として何も言わずに良いのかなと思ひます。

ただ、どうしても追加してもらいたいということではありません。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 この点について、事務局からコメントをさせていただければと思ひますが、まず、現行、保有状況のみを把握し、利用状況までは調査しないという部分の話なのですが、まず、背景的に現状を申し上げますと、日本図書館協会調査、先ほど回答率50%程度という話で網羅されていないという話もありましたが、その調査によりますと、全国公立図書館、3,000以上あるのですが、その中で、電子書籍を貸出しているところは、約30館、1%に過ぎないと。これは1月の朝日新聞にそういうことが掲載されているのですが、まだ非常に少ない状況です。これは何ゆえそれほどまでに少ないかということには、幾つか理由があるのですが、まず、いろいろと制度的な制約がある。例えば、著作権法。

○津谷委員 著作権の問題はありますよね。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 図書館であれば、紙の本で購入すれ

ば、著作権者の許可がなくても貸出しできるのです。

ところが、電子書籍の場合は、貸出しではなくて、公衆送信という位置付けになるので、著作権者の許可が要るのです。

○津谷委員 ああそうですか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それで、具体的に言うと出版社や作家ということになるのですが、やはり自分の本の売上げの影響ということを考えると、なかなか許可をしてくれない。こうしたケースがかなりあります。

また実際、電子書籍の貸出しをする場合は、権利関係をクリアしたサービスを提供する企業と契約するのです。そうすると、その契約というものもあって、電子書籍のコストというものは、紙の本の場合の数倍になるということもあるそうです。

一番の問題は、そもそもまだまだそういったタイトルというのですか、市場に出ている量が少ないということもあり、いろいろな制約等々もあることから、今後、委員がおっしゃるように、確かに当然進展していく話ではあるのですが、現状で言うと、保有状況について基本的事項として今から把握しておくべきだと思いますが。

○津谷委員 利用状況については難しいということですね。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 利用状況の把握まで現時点で言及するのはかなという感じです。

○津谷委員 分かりました。

それはよく分かりましたが、日本にはまだたくさん本屋もあり、日本人は本を読むことも好きで、電車などに乗っていると、乗客の皆さんがスマホなどを使って書籍を読んでいらっしゃる姿をよく目にするのですが、アメリカでは、本屋の数が急速に減っています。以前は、ボーダースという大きな本屋のチェーンがあったのですが、それがつぶれ、今は大手の本屋チェーンで残っているのはバーンズ・アンド・ノーブルくらいしかありません。それも大きな町でも1つくらいしか残っていないのです。

それほど遠くない昔に同じようなことが音楽産業にもあって、CDが売れなくなり、その代わりにインターネットから音楽をダウンロードするようになりました。そのときに違法にダウンロードをすることもしばしば起こり、それなりの対応をしたわけですが、ただ、余りにもその変化の速度が早かったために、多くの問題が起こりました。書籍についても同じような問題があるのではないかなと思ったので、少しここで言わせていただいたわけです。ですので、これについてどうしても把握すべきということではありません。

ただ、これは3年毎の調査ですが、3年後には状況が大きく変わってしまっていることは容易に想像がつきます。後追いであるにせよ、大きな変化があれば、それなりのシステムの対応というものが必要になってくると思いますので、そうした場合に臨機応変かつタイムリーに対応していただければと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この点については、委員会の中で私も言及して課題のときに少しお話をと申し上げたの

で、ありがとうございました。

ただ、ここはもう津谷委員も十分御了解されているのですが。

○津谷委員 了解しています。結構です。

把握すべきと言っているわけでは全然ありません。

○白波瀬部会長 課題のところに書くことの是非があるようにも思います。

○津谷委員 少し書きにくいですね。

○白波瀬部会長 ただ、やはり日本の統計は後手後手に回る傾向にあって、今は少ないからというので、無視して今までどおり。でもふたを開けてみると変化していて、対応できないということがあるので、少なくとも本委員会では、そういう早い時代の流れも感じつつ議論をしたということは、やはりどこかで明記をしたいし、あと逆に文部科学省もやはり図書の在り方や、公の生涯教育の材料や、材料をどう公のものとしてシェアするかなどという、非常に根幹的なことなので、もしできましたら、それこそ専門家の委員をお集めになって、早い段階でというか、もしかしたらもう遅いかもしれないのですが、委員会を作られて議論はしていただきたいと思います。実際にカテゴリーをどうするかという非常にテクニカルな問題として統計上の議論では表面化しますが、根幹的な議論を専門家の先生方でしていただけたら、とても良いのではないかなと思います。

よろしいでしょうか。

○津谷委員 繰り返しになりますが、著作権の問題など、いろいろな問題があって、難しいことはよく承知しております。

ただ、組織が公であれ、民間であれ、書籍に関する全ての情報がデジタル化され、そのデジタル化も急速に進む中で、そのためのハードウェアの進歩もあります。ですから、それが現実である以上、それに調査も対応していかざるを得ないと思います。

特に、図書館を始めとして、それまで書籍が場所を取っていた物理的スペースが必要でなくなってきました。元々この社会教育調査は箱物、つまりハードウェアについての調査だったと思いますが、そのハードウェアも変わってくる可能性が高いと思います。来年のことを言うと鬼が笑うということわざがありますが、この調査の今後を考えると、書籍・情報のデジタル化について言及しなくて大丈夫かなと思ったものですから。部会長のおっしゃったことに、私も同感です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、これに具体的に反映ということでは、少し時期尚早で難しいだろうということで対応させていただきたいと思います。ただ、本当に重要な案件ですので、どうか、議事録はもちろんのこととして残していただきたいと思います。

ほかに何か御意見ありますか。

時間が既に進んでいて、大変すみません。もう少しですから待ってください。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、御意見ありがとうございます。

では、この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきたいと思います。

では、次に、18ページの「Ⅱ 社会教育調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」について、これにつきましては、本日の審議の結果、御了承を頂いておりますので、基幹統計の名称を社会教育調査から社会教育統計に変更することについて、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの内容を集約する形で、冒頭の1ページの「Ⅰ 本調査計画の変更」の「1 承認の適否」について、承認して差し支えないとし、また、18ページの「Ⅱ 社会教育調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」の「1 承認の適否」については指定を変更して差し支えないということに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

異議なしと認めますので、社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について、当部会として承認して差し支えないとさせていただきます。

ありがとうございました。

本日は、予定の時間を超過いたしまして、誠に申し訳ありませんでした。

皆様の御協力に感謝申し上げます。

それでは、以上で社会教育調査の答申案についての審議を終わりたいと思います。

若干の修正がありますので、それにつきましては、後ほど事務局と協議の上、事務局から案を確認させていただくということで進めていきたいと思っております。

1月29日木曜日に開催予定の統計委員会に今日の答申案を提出させていただきまして、本日の部会の議事概要と併せて私から報告することにしたいと思います。

特に、この生涯学習についての重要性につきましては、統計委員会でも、口頭で私から報告をさせていただくつもりでおります。

本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局から電子メールにて御照会いたしますので、お忙しいとは思いますが、対応をよろしくお願いいたします。

10月から3回にわたりまして、皆様に御審議いただいた結果、本日をもって答申案を取りまとめることができました。

委員、専門委員を初め、審議に参加していただきました皆様に、部会長として厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、部会審議は、これで終了いたします。

ありがとうございました。